

第十一号議案

江戸川区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区附属機関の設置に関する条例（令和五年十一月江戸川区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
別表の二の表に次のように加える。

江戸川区給付型奨学金選考委員会	江戸川区給付型奨学金の給付候補者の選考に関すること。	十名以内	委嘱又は任命の日から選考が完了する日まで
-----------------	----------------------------	------	----------------------

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区給付型奨学金の給付候補者の選考について審議するため、江戸川区給付型奨学金選考委員会を設置する必要があるもので、本案を提出いたします。